

平成 29 年 4 月 18 日

約款一部改定のお知らせ

SBI いきいき少額短期保険株式会社

このたび当社は、各種保険約款の内容を一部改定することとなりましたのでお知らせいたします。なお、今回の改定は、新規保険契約後の第 1 回保険料の猶予期間を新設するものであり、既に第 1 回保険料のお払い込みが済んでいる保険契約については影響がございません。また、保険料、保険金額、保障内容等の変更はございません。改定内容は下記のとおりです。

記

■対象となる保険商品

- (1)死亡保険「SBI いきいき少額の死亡保険」
- (2)死亡保険「あんしん世代」
- (3)新医療保険「SBI いきいき少額の医療保険」
- (4)引受基準緩和型死亡保険「あんしん世代【緩和型】」
- (5)引受基準緩和型医療保険「新しいきいき世代【緩和型】」
- (6)医療保険「新しいきいき世代」

■改定時期

●新規保険契約については平成 29 年 6 月 1 日責任開始日以降の契約から適用します。

●更新する保険契約については平成 29 年 6 月 1 日以降の更新時から適用します。

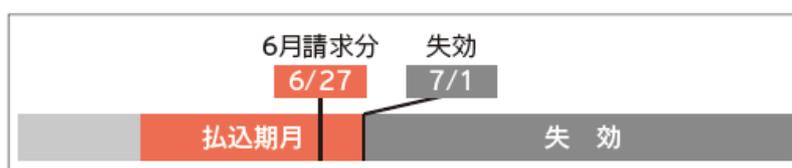
(※更新する保険契約は既に第 1 回保険料のお払い込みが済んでいるため影響はございません)

■改定内容（概要）

●改定前

第 1 回保険料について、お払い込みの猶予期間がありませんので払込期月に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は払込期月の翌月初日に失効します。

〈第 1 回保険料未払いによる失効の例〉



●改定後

第 1 回保険料について、お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとし、猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。

〈保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効の例〉

【月払の場合】



【年払の場合】



以上